

令和2年9月定例会 経済・雇用対策特別委員会の概要

日時 令和2年10月12日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時10分

場所 第6委員会室

出席委員 岡地優委員長
美田宗亮副委員長
千葉達也委員、藤井健志委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、宮崎栄治郎委員、
江原久美子委員、石川忠義委員、田並尚明委員、権守幸男委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部]
加藤和男産業労働部長、中山貴洋雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
近藤一幸産業支援課長、大熊聡商業・サービス産業支援課長、
斉藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、小貝喜海雄次世代産業幹、
大森明紀金融課長、林田泰明観光課副課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長、
稲葉岳産業人材育成課長

会議に付した事件

中小企業の振興について

千葉委員

- 1 資料Ⅱの「3 技術力向上支援」の(2)の「イ 補助金」について伺う。ものづくり技術・製品開発支援事業費補助金について、交付後はどのようなフォローを行っているのか。また、その成果はどうか。
- 2 資料のⅣの4の「ア 飲食事業者の販路拡大応援事業」について伺う。国・県・市が飲食事業者や商店街に対して様々な支援を行っているが、飲食店をはじめとした商業者、特に宴会を中心に営業している飲食店については、依然として大変厳しい状況にあると思われる。補助事業を更に拡大していくべきであると考えているが、今後どのような方針で進めていくのか。

産業支援課長

- 1 補助金を交付した企業には、事業が円滑に進むよう随時相談に応じるとともに、当該年度の10月から12月頃に職員が訪問して、進捗状況を把握している。補助事業終了後も5年間は状況報告書の提出があり、必要に応じて産業技術総合センターや産業振興公社等と連携し、支援している。また、補助金で開発した製品については、採択後5年間、売上げ等の報告を受けている。資料には令和元年度の補助案件を16件と記載しているが、売上げ等についての報告は翌年度になるため、まだ把握できていない。その前年度の平成30年度に採択した案件については、令和元年度分として約1,500万円の売上報告があった。それ以前の年度に採択した案件についても同様に売上報告を受けており、補助金の交付による成果が上がっていると考えている。

商業・サービス産業支援課長

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた飲食店への補助事業として、県では、販路拡大応援事業を実施している。また、商店街に対する補助事業として、商店街再起支援事業を実施している。この二つの事業については、申請期間を令和3年1月まで延長し、これから取り組む事業についても補助対象にする予定である。両事業については予算にも余裕があることから、まずはこの2事業の活用を図りたいと考えている。販路拡大応援事業については、国の「Go To Eatキャンペーン事業」の開始に伴う参加飲食店のチラシやホームページ、のぼり旗などPRに関する費用に活用することができるものである。また、商店街再起支援事業でも、消毒液やマスクの購入など感染症対策をはじめ、デリバリーなどの売上げ向上に寄与する取組に幅広く活用していただけるものと考えている。こうした具体的な活用事例を示して、商工団体や商店街の実施主体に積極的に周知を図っていききたい。また、各実施主体において補助金の活用を図る中で、売上げ向上に資する取組について助言が必要であれば、専門家の派遣も行っていきたい。

千葉委員

- 1 10月から12月にかけて職員を派遣して進捗状況を把握しているとのことだが、新型コロナウイルス感染症による影響は生じないのか。
- 2 宴会を中心に営業している飲食店については、補助事業を具体的にはどのように活用すればよいのか。

産業支援課長

- 1 補助金の交付企業には事前に電話等で連絡し、企業側の状況も踏まえながら進捗状況の調査を行っていく。こちらから出向いて現地で進捗状況を把握するのが基本ではあるが、場合によっては電話やメール等で調査することも考えている。

商業・サービス産業支援課長

- 2 宴会を中心に営業している飲食店では、感染症対策が重要になると思われる。感染症対策に関する費用については、商店街に対する支援となるが、商店街再起支援事業において、消毒液やマスク、飛沫を防ぐアクリル板等を補助対象としているので、活用していただきたいと考えている。

藤井委員

- 1 資料Ⅱの「2 販路開拓支援」の中で、昨今は海外展開を考える企業もあると思うが、この事業の中に「海外展開」は含まれているのか。
- 2 資料Ⅱの「4 事業承継支援」について、マッチング件数の支援実績はどうなっているのか。また、事業承継については、突き詰めていくと様々な課題があり、結局はM&Aという話になる。M&Aについては、この事業で直接対応するのではなく、事業者を紹介していると思うが、埼玉県産業振興公社への相談件数210件のうち、M&A事業者に紹介したものは何件あるのか。
- 3 資料Ⅲの「2 新型コロナウイルス感染症への対応」について、制度融資の融資枠を1兆2,000億円とした根拠は何か。また、融資枠はその額で足りると考えているのか。

産業支援課長

- 1 基本的に、資料に記載された実績等は国内関係のみとなっている。
- 2 県や商工団体、金融機関等で事業承継ネットワークを構築しており、相談を受けた場合は、適切に支援できるところにつないでいる。M&Aの案件については事業引継ぎ支援センターが支援を行っているが、令和元年度は延べ2,186件の相談があり、そのうち38件が成約している。

金融課長

- 3 融資枠の設定に当たっては、平成20年度に発生したリーマンショック時の推移を参考にしている。リーマンショック時のセーフティネット系資金を中心とした利用実績は、リーマンショック発生後の6か月後にピークを迎え、その後は徐々に減少していた。今回の新型コロナウイルス感染症の影響については令和2年1月末頃から始まり、4月に緊急事態宣言が出され、5月まで延長されたことから、5月及び6月の融資申込額を制度融資の現時点のピーク時期と考え、その後はリーマンショック時の減少傾向を参考として積算し、年間融資見込額を1兆2,000億円としたところである。資金別では、5月から創設した「新型コロナウイルス感染症対応資金」が一番多く利用されており、保証申込ベースで5月が1,855億円、6月が2,092億円、7月からは減少して1,397億円、8月が915億円、9月が速報値であるが706億円となっている。今後の見込みを推測することは非常に難しいが、融資申込状況を見ても、県内中小企業者の足元での資金繰りは、県制度融資や政府系金融機関の融資、又は民間金融機関のプロパー融資などにより、一旦落ち着いてきていると思われる。9月末からは一段と落ち着い

てきており、今後、感染防止の徹底を図りながら経済活動を維持、継続することができれば、1兆2,000億円の融資枠で対応できると考えている。しかしながら、7月以降に感染の再拡大が見られ、ここ数か月高止まり傾向にあること、秋冬にかけてインフルエンザとの同時流行なども懸念されていることから、県内経済に与える影響は未知数な部分もある。今後の動向について十分に注視しながら、必要に応じて適切な措置を迅速に講じていきたい。

藤井委員

事業引継ぎ支援センターへの2,186件の相談には、今後の備えとして何となく聞いておきたいという方から、具体的に後継者問題や資産の承継のことを考えていてM&Aを希望する方まで様々なものがあると思うが、その内訳はどうなっているのか。また、埼玉県産業振興公社への相談件数210件のうち、M&A事業者を紹介した件数は把握していないのか。

産業支援課長

2,186件の内訳については、手元に資料がなく把握していない。成約した案件の傾向を過去から見ていくと、基本的には株式を譲渡して会社を売却する成約案件が多いと聞いている。参考までに、事業引継ぎ支援センターに寄せられた今年度の相談159件の内訳については、「後継者がおらず事業を譲り渡したい」という内容が47件で約30%、「事業を譲り受けたい」という内容が67件で約42%、「親族内・役員・従業員で承継したい」という内容が45件で約30%弱となっていると聞いている。なお、約210件のうち、M&A事業者へ紹介した件数については、手元に資料がなく把握していない。御容赦いただきたい。

田並委員

- 1 資料Ⅲの「1 中小企業制度融資」について伺う。1都3県の中で本県の融資額は少ない傾向にあったと思うが、最近の各都県の融資額はどうなっているのか。
- 2 リーマンショックの時は、借換えは多かったが新規の融資案件は少なかったと聞いているが、令和2年4月から8月末までの新規の融資件数や金額はどうなっているのか。

金融課長

- 1 他都県の融資状況は公式には公表されていない。参考に、5月から全国一律で開始した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の実績について、本県との規模感の比較で申し上げますと、東京都は件数ベースで約2.2倍、金額ベースで約2.7倍、神奈川県は件数ベース、金額ベースとも約1.1倍、千葉県は件数ベース、金額ベースとも約0.7倍となっており、この比率については、各都県管内の中小企業数の比率とおおむね一致する。そこから推測すると、本県と同程度の融資状況であると考えている。
- 2 新規の融資件数については把握していないが、金融機関や信用保証協会からは、これまで制度融資を利用していなかった事業者の利用がかなり増加していると聞いている。

田並委員

こうしたときに、特に中小企業に対して新規融資を行って助けるのが公的金融機関の役目だと強く思っている。今後の新規の融資申込みに対する信用保証協会の信用保証制度を利用した制度融資の在り方について、どのように考えているのか。

金融課長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業であれば、新規か否かにかかわらず融資を行っていきたいと考えている。制度の広報については、これまで彩の国だよりなどに何回か掲載したほか、パンフレットの作成などにより行ってきている。しかしながら、事業者は、商工団体や金融機関経由で県制度融資について情報を得ている割合が高くなっていることから、商工団体や金融機関と連携して周知に努めていきたい。なお、金融機関や保証協会に対しては、これまでも新規か否かにかかわらず柔軟な対応を要請しているところであり、これからも必要に応じて要請していく。

宮崎委員

資料Ⅱの「4 事業承継支援」の「(2) 事業実績 (令和元年度)」について伺う。先ほど、延べ2, 186件の相談のうち成約したのは38件との答弁を聞き、非常に少ないことに驚いた。事業承継を結婚に例えれば、その成婚が少ないということになる。事業承継に当たり、当事者たちはいろいろ調査を行うなど真剣に検討している。私に寄せられた話であるが、相談機関に事業承継の相談を行ったところ、事業承継内容について納得するまでの説明が得られなかったとのことであった。資料には、支援担当者向け説明会を43回開催したとあるがどのようなものなのか。今後、事業承継に係る相談についてどのような支援を行っていくのか。

産業支援課長

支援担当者向け勉強会については、事業引継ぎ支援センターや商工会議所連合会、商工所連合会などで開催している。第三者への承継に係る相談対応は、さいたま商工会議所が国から事業を受託している事業引継ぎ支援センターが担っており、丁寧に説明及び支援を行っているところである。しかしながら、お見合いと同様、マッチングをしてもなかなか条件が整わず成立に至らない。事業承継においては、条件面が重要であり、丁寧に説明及び支援を行ったからこそ、成立に至らなかった面もあるのではないかと認識している。事業承継ネットワークについては、商工団体や金融機関等が持っている情報を活用し、例えば税金の相談であれば税理士会、M&Aの相談であれば事業引継ぎ支援センターにつなぐ仕組みがある。身近な商工団体や金融機関等に寄せられた相談について、適切に支援できるところにつないでいくとともに、事業承継は非常に重要な問題であることから、できる限り丁寧な支援を実施して事業承継が円滑に進むよう取り組んでいく。

秋山委員

- 1 資料「I 企業・事業所の現状」について、県内中小企業の景況感がかなり悪化しているが、県内における新型コロナウイルス感染症の影響による倒産及び廃業件数はどうなっているのか。また、例えば宿泊業や飲食業等の業種が多いなど、どのような特徴があるのか。
- 2 資料には記載がないが、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金について、オーナ向けも含めた申請状況はどうなっているのか。また、課題はどのようなものがあるのか。
- 3 資料Ⅱの「5 新型コロナウイルス感染症への対応」の「イ 技術力向上支援」について、影響を受けた企業に対し産業技術総合センターの使用料等を減額したとあるが、影響を受けた企業に該当する基準はどうなっているのか。また、減額された件数はどうなっているのか。

4 資料Ⅲの「2 新型コロナウイルス感染症への対応」について伺う。令和2年4月の取組内容を見ると、制度融資について緊急借換資金を創設したとある。地元のものづくりの社長等からは、金融機関が借換えについてなかなか応じないと聞いているが、緊急借換資金の借換件数は何件になっているのか。また、見込んでいた状況と比べてどうなっているのか。さらに、借換の効果についてどのように分析しているのか。

産業労働政策課長

1 倒産の件数は14件と把握している。業種の特徴としては、例えば上尾市の乗合旅客自動車運送業や川越市の婦人服の縫製加工業などあらゆる業種の倒産がある。新型コロナウイルス感染症に関係した休廃業の件数については、把握していない。

商業・サービス産業支援課長

2 オーナー向けについては、令和2年10月9日現在で、申請件数400件、交付件数が258件であり、申請に対する交付割合は約65%となっている。交付割合が約65%にとどまっている理由は、申請書の審査に時間を要しているためである。申請書には、減収要件を確認するためにオーナーがテナント事業者から提出を受ける書類など、添付書類が多く必要である。そのため、書類不備率が約7割にもなり、電話等で行う補正対応に時間がかかっている。テナント事業者向けについては、同年10月12日現在で、申請件数3,017件、交付件数が2,140件であり、申請に対する交付割合は約71%となっている。テナント事業者向けについては、テナント事業者の減収要件を確認するため、国の家賃支援給付金の通知を申請書に添付することを条件としている。つまり、国の家賃支援給付金の交付決定を受けることが、県の家賃支援金の申請条件となっている。国への申請状況は、同年10月4日現在で、申請件数が約56万件、給付件数が約25万9,000件であり、申請に対する給付割合は約46%となっている。国の給付割合が少ないことの影響により、県への申請も少なくなっていることが考えられる。ただし、国は今年9月から審査体制を強化している。国の給付件数の増加に伴い、県への申請も増加すると考えている。

産業支援課長

3 セーフティネット保証4号認定を受けている企業を減免の対象としている。減免件数は、6月に開始して8月末の時点で、依頼試験は58社523件、機器開放は28社947時間となっている。

金融課長

4 緊急借換資金は、融資期間10年以内、融資限度額1億5,000万円までの制度となっている。新規の運転資金を追加して借り換えることもできる資金であり、信用保証協会の保証付融資であれば、県制度融資以外でも借り換えることができる。9月末時点の申込みは462件、約136億円である。ただし、令和2年5月から国の経済対策と連動して創設した「新型コロナウイルス感染症対応資金」でも借換えが可能となったことから、申込みが当該資金に流れていると分析している。また、どちらを利用することが良いかは事業者によるが、県では両制度を活用して借換を支援している。緊急借換資金については、現在まで約136億円の申込みがあることから、一定の効果はあるものと分析している。

秋山委員

オーナー向けの申請について、申請書の約7割に書類不備があるとの説明であった。書類の簡素化についてはかなり進んでいると思うが、例えば、もう一度このような支援を実施する場合、どのような改善ができているのか。

商業・サービス産業支援課長

オーナー向けの支援については、テナントが減収要件に該当することを条件としている。オーナーは、テナントの減収要件を確認するためには、テナント事業者から書類の提出を受けなければならない。については、簡素な書類で減収要件を確認できる申立書という様式を用意したところである。今後、テナント事業者に提出してもらう書類等が必要となった場合には、更なる簡素化を進めたい。

新井委員

資料Ⅳの「1 NEX T商店街プロジェクト事業」の「(2)主な事業実績(令和元年度)」について、新規出店や人材育成が進んだのは良いが、活性化という意味では、個店の売上げや商店街への来街者数が前年比で増加していなければ、事業の効果を測ることができないと考える。売上げや来街者数については、評価指標として設定しているのか。

商業・サービス産業支援課長

NEX T商店街プロジェクトにおいては、新規出店数や、プロジェクトを進める中で商店街が自信を回復することによりやる気を醸成させるという点を重視したため、個店の売上げや来街者数の増加について評価指標には設定していない。

新井委員

新規出店数が増加しても、個店の売上げが下がったり、来街者数が少なければ商店街の活性化にはならないと考える。今後の課題にしてほしい。(意見)